

女性のための健診

①女性のフレッシュ健診

内容骨粗しょう症検診と健康診断の同時受診。

日時 2月18日以降の火曜午前8時45分～正午。

対象 18～39歳の女性 1日30人。費用 2千円。

申込 2月13日(木)から中央健康づくりセンターへ電話。(先着)

②骨粗しょう症検診

日時 2月18日以降の火曜午後1時～2時。

対象 40歳以上の女性 1日30人。費用 千円。

申込 往復はがきを上欄必要事項を記入して中央健康づくりセンター(13階)へ郵送。2月11日(祝)～18日(火)の消印があるものを受け付け。1人1枚のみ有効。受け付け順に検診日を記載して返送。

※①②の会場 中央健康づくりセンター。

③中央健康づくりセンター (562) 8700

④中央健康づくりセンター (562) 8700

特定疾患医療受給者証をお持ちの皆様へ

特定疾患治療研究事業の制度改正に伴い、特定疾患医療受給者証の有効期限を今年限り9月30日(火)まで延長します。①受給者証の有効期限の訂正はしませんが、病院ではそのまま使用できます。②例年3月末日までに行っていた

だいている継続申請は、あらためてご案内するまで必要ありません。

対象 平成15年3月31日(月)が有効期限となっている受給者証をお持ちの方(劇症肝炎、重症急性膵炎の方を除く)。

⑤地域保健課 (211) 2306、各保健センター

⑥地域保健課 (211) 2306、各保健センター

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

テーマ 胃がんについて。

日時 2月22日(土)午後1時30分。

会場 市医師会館(中央区大通西19)。

⑦地域保健課 (211) 2306

⑧地域保健課 (211) 2306

精神療養講座

テーマ 女性とうつ病について。

日時 2月15日(土)午後2時～4時。

会場・定員 社会福祉総合センター(13階)。250人。

⑨障害福祉課 (211) 2936

⑩障害福祉課 (211) 2936



税の窓口

確定申告は正しくお早めに

平成14年分の所得税確定申告の受け付けは2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜を除く)です。申告書に記入いただく文字などは、コンピューター

で直接読み取りますので、「確定申告の手引き」を参考に丁寧記入してください。また、税務署にお越しの際は、印鑑、前年の確定申告書の控え、計算器具、筆記用具などをお持ちください。なお、申告会場は区民のページをご覧ください。

タリーで直接読み取りますので、「確定申告の手引き」を参考に丁寧記入してください。また、税務署にお越しの際は、印鑑、前年の確定申告書の控え、計算器具、筆記用具などをお持ちください。なお、申告会場は区民のページをご覧ください。

⑪各税務署

⑫各税務署

住民税申告は3月17日まで

対象 平成14年中に収入のあった方。ただし、給与所得以外に収入のない方や、所得税の確定申告をされた方などは原則として申告の必要がありません。また、1月1日現在、

単身赴任などで市外にお住まいの方が市内に家屋敷を有している場合などは、本市に対して均等割をご負担いただくこととなりますので、該当する方は申告してください。

申告期間 3月3日(月)～17日(月)(土・日曜を除く)。

⑬区役所(13階)の課税課

⑭区役所(13階)の課税課

特別土地保有税の申告納付

対象 平成14年中に同一区内で取得した土地の合計面積が2千平方メートル以上の方。「取得」とは、売買、交換、贈与などの別を問いません。

申告納付期限 2月28日(金)。

⑮諸税課特別土地保有税係 (211) 3072

⑯諸税課特別土地保有税係 (211) 3072

固定資産(土地・家屋)の価格等の縦覧期間の変更

平成15年度から縦覧制度が改正され、各区に所在する土地、家屋の価格などの縦覧期間が4月1日～30日に変更となります。縦覧できる方、縦覧内容などの詳細は、本誌3月号に掲載します。

⑰資産の所在する区の区役所(13階)課税課

平成15年度から縦覧制度が改正され、各区に所在する土地、家屋の価格などの縦覧期間が4月1日～30日に変更となります。縦覧できる方、縦覧内容などの詳細は、本誌3月号に掲載します。

平成15年度から縦覧制度が改正され、各区に所在する土地、家屋の価格などの縦覧期間が4月1日～30日に変更となります。縦覧できる方、縦覧内容などの詳細は、本誌3月号に掲載します。

⑱資産の所在する区の区役所(13階)課税課

⑲資産の所在する区の区役所(13階)課税課

国民健康保険料の減免

病気や倒産、失業などにより、14年1～12月の収入が13年に比べて大幅に減少し、保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免になる場合があります。14年中の収入が分かる書類が必要です。事前に区役所の保険年金課へお問い合わせください。

⑳区役所(13階)の保険年金課

㉑区役所(13階)の保険年金課

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金、共済組合に加入していない方

⑳区役所(13階)の保険年金課

㉒区役所(13階)の保険年金課

国民健康保険料の減免

病気や倒産、失業などにより、14年1～12月の収入が13年に比べて大幅に減少し、保険料の納付が困難になった方は、申請により保険料が減免になる場合があります。14年中の収入が分かる書類が必要です。事前に区役所の保険年金課へお問い合わせください。

⑳区役所(13階)の保険年金課

㉑区役所(13階)の保険年金課

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金、共済組合に加入していない方

⑳区役所(13階)の保険年金課

は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳になったら、大学生・専門学校生の方も忘れずお住まいの区の区役所年金係で加入の手続きをしてください。

㉒区役所(13階)の国保年金課年金係

㉓区役所(13階)の国保年金課年金係

介護支援専門員新任研修会

平成14年度介護支援専門員実務研修修了者または修了見込みの方を対象とした研修会です。市内の事業所でケアプラン作成を行っている介護支援専門員(勤務年数1年未満)も参加できます。

日時 ①3月13日(木)、②14日(金) いずれも午前9時30分～午後4時。

会場 ①は市医師会館(中央区大通西19)、②は社会福祉総合センター(13階)。

定員 各200人。

申込 2月13日(木)～3月4日(火)に電話。(先着)

⑳市社会福祉協議会

㉔市社会福祉協議会

高齢者就業支援センターを開設

高齢者の就労・就職を支援するため相談などを行います。

所在地 社会福祉総合センター

⑳社会福祉総合センター

㉕社会福祉総合センター

高齢者就業支援センターを開設

高齢者の就労・就職を支援するため相談などを行います。